



被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて

# 令和8年4月1日から労働契約内容によって被扶養者の認定を行う取扱いを実施します

現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から、被扶養者認定の予見可能性を高めるため、労働契約段階で見込まれる年間収入を用いて被扶養者の認定を行うこととなりました。

本取扱いについて令和7年10月1日に厚生労働省から通知が発出されていますが、本稿作成時点（令和8年2月）で詳細が明らかになっていないため、以下の説明は今後変動する場合があります。詳細が決まり次第、別途通知いたします。



## 概要

### 1 認定対象者の「年間収入」の判定方法

#### 従前の判定方法

- 認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより「年間収入」を判定し、被扶養者の認定を行う。
- 「年間収入」は、勤務先から発行された収入証明書等で判定する。

#### 令和8年4月1日からの判定方法

- 労働契約で定められた賃金（諸手当および賞与を含む）から見込まれる収入により「年間収入」を判定し、被扶養者の認定を行う。
- 「年間収入」は、「労働条件通知書」等の労働契約の内容が分かる書類で判定する。
- 労働契約に明確な規定がなく、労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等は、被扶養者の認定における年間収入には含まない。
- 「賞与有」や「交通費支給有」といった具体的な金額の記載がない場合も収入には含まない。

※ 以下に該当する場合は本取扱いの対象外です。従前の判定方法で被扶養者の認定を行います。

- ① 給与収入以外の収入（年金収入や事業収入等）があるときにおける当該給与収入を含む年間収入を判断する場合
- ② 労働契約内容が確認できる書類がない場合

### 2 適用日

認定日が **令和8年4月1日以降** である被扶養者に適用。

## 認定時の具体例

### 労働条件通知書

- 時給 1,300円
- 1日あたり5時間勤務
- 1月あたり16日勤務
- 残業「有」

組合員の配偶者（60歳未満）を新たに被扶養者として認定する場合

（収入は、パート・アルバイトの給与収入のみ）



年間収入	時給	労働時間	出勤日数	計算式	結果
	1,300円	5時間	16日	$1,300円 \times 5時間 \times 16日 \times 12か月$	1,248,000円 < 130万円

労働契約段階で見込まれる年間収入が130万円未満のため被扶養者として認定可能です（残業代は、労働条件通知書に明確な規定がなくあらかじめ金額を見込み難いため、年間収入には含みません。）。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎ 03-5320-6826